



島根県報

令和8年3月13日（金）

第 7 0 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和8年度自衛官募集	（防災危機管理課）	2
救急病院の認定	（医療政策課）	2
換地処分	（農村整備課）	3
道路法に基づく境界地の道路管理協定の一部変更	（道路維持課）	3
道路法に基づく境界地の道路管理協定の成立	（ 〃 ）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	4
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審査指導課）	4

【公 告】

令和8年度における宅地建物取引業法の規定による講習（2件）	（建築住宅課）	5
-------------------------------	---------	---

【病院局規程】

島根県病院局組織規程の一部改正		6
-----------------	--	---

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		6
---	--	---

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則及び放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部）	7
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	17

【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意（2件）	（警察本部）	17
--	--------	----

告 示

島根県告示第125号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和8年度自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和8年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

2等陸・海・空士（任期制自衛官）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

(2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和8年3月1日（日）から同年5月7日（木）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

(1) 筆記試験・適性検査

令和8年5月16日（土）から同月24日（日）までのうち1日

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

(2) 口述試験・身体検査

令和8年5月30日（土）から同年6月28日（日）までのうち指定する1日

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第126号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89番1	令和8年3月15日から 令和11年3月14日まで
公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	令和8年4月1日から

		令和11年3月31日まで
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294-1	令和8年4月18日から 令和11年4月17日まで

島根県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、益田市長から久保坂地区における換地処分を令和8年2月25日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月13日

島根県知事 丸山達也

島根県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、境界地の道路の管理の方法について変更協議が成立したので、同条第5項の規定により告示する。

令和8年3月13日

島根県知事 丸山達也

1 道路の種類及び路線名

一般国道375号

2 道路の区間

広島県三次市作木町伊賀和志から島根県邑智郡美郷町上野まで

3 関係道路管理者の氏名及び住所

広島県 広島県知事 横田美香

広島県広島市中区基町10番52号

4 変更の内容

区 分	変 更 前	変 更 後
4 管理の方法	(2) 両国トンネルの共同設備の管理は、甲及び乙が国土交通省から管理を引き継いだ日から平成21年3月31日までの間は甲が行うものとし、以降3年ごとに甲乙が交互に行う。	(2) 両国トンネルの共同設備の管理は、甲及び乙が国土交通省から管理を引き継いだ日から平成21年3月31日までの間は甲が行うものとし、以降3年ごとに甲乙が交互に行う。ただし、令和6年4月1日から令和10年3月31日の間の管理は甲が行うものとし、それ以降は上記同様3年ごとに甲乙が交互に行う。

島根県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、境界地の道路の管理の方法について協議が成立したので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図書は、告示の日から島根県土木部道路維持課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 道路の種類及び路線名

主要地方道 甲田作木線

2 道路の区間

広島県三次市作木町大津から島根県邑智郡邑南町下口和まで（以下「両国橋」という。）

3 関係道路管理者の氏名及び住所

広島県 広島県知事 横田美香

広島県広島市中区基町10番52号

4 管理の方法

- (1) 両国橋は、島根県（以下「甲」という。）及び広島県（以下「乙」という。）が共同管理するものとし、令和8年4月1日から令和10年3月31の間は乙が管理し、以降3年ごとに甲乙が交互に管理する。
- (2) (1)により甲又は乙がその区域外にわたって道路を管理する場合において、これらの者が本来の道路管理者に代わって行うことのできる権限は、道路管理者の権限のうち、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条各号に掲げるもの以外のものとする。

島根県告示第130号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 佐波4（追加）

2 土地の表示

平成27年島根県告示第455号（佐波4区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱6号と7号を結んだ線、告示で指定した標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線、告示で指定した標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線により囲まれた区域、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号を結んだ線、標柱9号から11号までを順次結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号を結んだ線により囲まれた区域及び告示で指定した標柱1号と2号を結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線、告示で指定した標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市島根町加賀2303番1	8号
〃 5709番1	9号
〃 5711番	10号及び11号
〃 5713番	12号

島根県告示第131号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

令和8年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき場所	売りさばき場所
944	松江市殿町1番地 地方職員共済組合島根県 支部物資部 物資部長 山本 秀巳	松江市内中原町52番地 島根県職員会館内	松江市殿町1番地 地方 職員共済組合島根県支部 物資部	松江市内中原町52番地 島根県職員会館内

公 告

令和8年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は、次のとおりである。

令和8年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催方法

オンデマンド配信を用いた自宅学習及び座学方式を用いた集合型学習

3 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
令和8年7月14日（火）	午前10時00分から午後4時55分まで	島根県男女共同参画センター あすてらす	大田市大田町大田イ 236-4
令和9年1月15日（金）	午前10時00分から午後4時55分まで	島根県男女共同参画センター あすてらす	大田市大田町大田イ 236-4

4 受講料

12,000円

令和8年度における宅地建物取引業法の規定による講習の指定（平成30年島根県告示第742号）により指定した講習は、次のとおりである。

令和8年3月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 主催者の名称、住所及び連絡先

公益社団法人全日本不動産協会 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 03-3263-7030

2 開催方法

eラーニングシステムによる開催

3 開催年月日及び所要時間

開催年月日	所要時間
令和8年9月10日（木）	6時間
令和9年3月10日（水）	6時間

4 受講料

12,000円

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局組織規程（平成19年島根県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月13日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第8条第1項の表看護局の部中央診療看護部の項中

「 中央診療看護科 」	を	
「 中央検査室看護科 血液浄化室看護科 」	に改め、同部中	
「 第三総合病棟看護部 4階東病棟看護科 10階東病棟看護科 10階西病棟看護科 」	を	
「 第三総合病棟看護部 4階東病棟看護科 10階東病棟看護科 10階西病棟看護科 専門・認定看護部 」	に改める。	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第3号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年3月13日から施行する。

令和8年3月13日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

沈降21価肺炎球菌結合型ワクチン接種料 1回につき 15,900円

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則及び放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第1号

島根県道路交通法施行細則及び放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則
(島根県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第32号中「島根県収入証紙はり付け欄」を「講習手数料」に改める。

(放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正)

第2条 放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則(平成17年島根県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第2条、第5条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 登録年月日	年 月 日
※ 登録番号	

登 録 申 請 書
登録更新

第2項の規定により、登録
 道路交通法第51条の8 の申請をします。
 第7項の規定において準用する同条第2項の規定により、登録更新
 年 月 日

島根県公安委員会 様

(主たる事務所の所在地)
 (名 称)
 (代表者の氏名)

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の 所在地	電話 () —
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

(登録更新申請の場合のみ記載)

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録
登録通知書に記載されている登録番号	第 号

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款及び登記事項証明書等	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)
	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を記載した名簿	<input type="checkbox"/> 診断書
	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書	
	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2人以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料(登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し)	

※欄は、公安委員会が記載します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号裏面を次のように改める。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、次のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の2第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第11条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

島 根 県 公 安 委 員 会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 —	都道府県	
		電 話 () —	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
勤務先その他の の連絡先	住 所 名 称 電 話 () —	写 真 (縦3.0cm×横2.4cm)		

実 施	※認定審査日	第 回 年 月 日	※認定審査の結果	合 ・ 否
	※受検番号			

記載要領

- ※欄は、公安委員会が記載します。
- 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けてください。
- 放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）第11条第2項に規定する必要な書面を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第14条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交 付 年 月 日	年 月 日
※ 資 格 者 証 番 号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

島根県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		写 真 (縦3.0cm×横2.4cm)
勤務先その他の 連絡先	住 所 名 称 電 話 () ー			
証 明 書	番 号			
	交 付 年 月 日	年 月 日		

※	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書
添	<input type="checkbox"/> 住民票の写し (外国人にあっては、国籍等の記載のあるものに限る。)
付	<input type="checkbox"/> 診断書
書	<input type="checkbox"/> 誓約書
類	<input type="checkbox"/> 写真2枚 (うち1枚貼付け)

記載要領

- ※欄は、公安委員会が記載します。
- 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名と撮影年月日を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 (第16条関係)

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者証 書換え交付 申請書
再 交 付

年 月 日

島根県公安委員会 様

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍				
	住 所	〒 — 都道府県			
		電 話 () —	(自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm×横2.4cm)
	氏 名				
	生年月日	年 月 日			
勤務先その他の 連絡先	住 所 名 称 電 話 () —				
資 格 者 証 番 号	資 格 者 証 番 号				
	交 付 年 月 日	年 月 日			
書換え交付 再 交 付 申 請 す る 理 由					

※ 添付書類	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証 <input type="checkbox"/> 写真2枚(うち1枚貼付け)
--------	--

記載要領

- ※欄は、公安委員会が記載します。
- 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、裏面に氏名と撮影年月日を記載してください。
- 書換え交付申請の場合は、書換え交付を申請する理由欄に変更事項の内容を併せて記載してください。また、その内容を確認するため住民票の写し又は運転免許証を添えてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

島根県公安委員会規則第2号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第22条の2第2項（第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第44条第2項第2号	旅客の運送の用に供する自動車の乗合自動車の停留所への停車又は駐車に関する合意及びその旨の公示
------------	--

別表道路交通法施行規則の部第6条の3の5の項の前に次のように加える。

第6条の3の3第5号	旅客の運送の用に供する自動車の乗合自動車の停留所への停車又は駐車に係る者の認定
------------	---

別表道路交通法施行規則の部第24条第8項の項中「第24条第8項」を「第24条第13項」に改め、同部第30条の7第4項の項中「第30条の7第4項」を「第30条の7第5項」に改める。

別表道路法の部の次に次のように加える。

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）	第3条第2項	特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定に関する意見の提出
	第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成（変更）及び提出

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第6号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和8年3月13日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

1 合意した者

- (1) 一畑バス株式会社
- (2) 松江市交通局
- (3) 島根県公安委員会

- (4) 松江市長
- (5) 中国運輸局長
- (6) 松江市地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大内谷（北進）	松江市西川津町663-12先
大内谷（南進）	松江市西川津町680-2先
川津	松江市西川津町987-24先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の2の規定に基づき登録を受けた松江市による道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号の交通空白地有償運送の用に供する自動車に限る。

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障のないようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。

島根県公安委員会告示第7号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和8年3月13日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

1 合意した者

- (1) 島根県公安委員会
- (2) 松江市長
- (3) 中国運輸局長
- (4) 松江市地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
錦新町2丁目	松江市東出雲町錦新町二丁目2-2先
アイパルテ・コーナン前	松江市東出雲町錦新町八丁目1-2先
西揖屋	松江市東出雲町揖屋485-1先
三菱農機前	松江市東出雲町揖屋667-7先
揖屋駅	松江市東出雲町揖屋804先
総合体育館前	松江市東出雲町揖屋1139
ヨリアイーナ東出雲	松江市東出雲町揖屋1216-1先
生協診療所前	松江市東出雲町揖屋1176-4先
揖屋小学校前（西進）	松江市東出雲町揖屋2120-2先
揖屋小学校前（東進）	松江市東出雲町揖屋2131-3先
附谷下	松江市東出雲町揖屋2104-37先
附谷中	松江市東出雲町揖屋2088-21先
中央公園前	松江市東出雲町揖屋3349-1先

高庭	松江市東出雲町上意東49先
高庭公会堂	松江市東出雲町上意東223-14先
畑集会所	松江市東出雲町上意東556先
上意東研修センター	松江市東出雲町上意東1982-2先
常光寺前	松江市東出雲町上意東1919先
本谷奥組	松江市東出雲町上意東1832先
五反田	松江市東出雲町揖屋1300-10先
上分	松江市東出雲町揖屋1487-17先
東平賀	松江市東出雲町揖屋3405先
藤谷	松江市東出雲町揖屋3423-28先
中意東	松江市東出雲町下意東1095先
崎田3区	松江市東出雲町揖屋2581-1先
崎田会館前	松江市東出雲町揖屋2686先
はなみずきの里	松江市東出雲町揖屋2749-2先
いこいセンター	松江市東出雲町下意東2180-2先
意東港前	松江市東出雲町下意東548-5先
意東小学校前	松江市東出雲町下意東761-1先
意東児童クラブ	松江市東出雲町下意東765-35先
前田橋	松江市東出雲町下意東1634-1先
松原	松江市東出雲町下意東1716先
羽入団地	松江市東出雲町下意東1919-2先
羽入	松江市東出雲町下意東2290-6先
和光産業前	松江市東出雲町下意東2384-2先
高丸	松江市東出雲町下意東3230先
高丸三叉路	松江市東出雲町下意東2725-1先
野呂	松江市東出雲町下意東2748先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

松江市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客運送事業で、その運行の様態が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行であるものに限る。）の用に供する自動車に限る。

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障のないようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3に係る運行時間内に限るものとする。